



平成 30 年 11 月 16 日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

平成 30 年台風第 24 号による被災農業者向け経営体育成支援事業

## 相談窓口開設しています！！

被災した農業施設などの再建、撤去を助成し、今後の営農継続を支援します

市では、9 月末の台風 24 号により被災したビニールハウスなど農業施設・機械の再建・修繕、撤去などへの支援策「被災農業者向け経営体育成支援事業」を国が公表したことを受け、11 月 8 日に市のホームページで、“事業の概要”や“必要書類等”を掲載し、周知しています。

また、本事業の活用を要望される方を対象にした相談窓口を、下記のとおり開設しています。

要望受付開始につきましては、国より情報があり次第、随時市ホームページ等を通じてお知らせします。

記

相談窓口／受付時間

- 豊川市産業部農務課（豊川市諏訪 1-1 豊川市役所北庁舎 2 階）  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（土日・祝日を除く）  
電話 0533-89-2138
- ひまわり農業協同組合中部営農センター（豊川市三谷原町北浦 68-1）  
午前 9 時から午後 4 時（土日・祝日を除く）  
電話 0533-85-1234

市ホームページ

「平成 30 年台風第 24 号による被災農業者向け経営体育成支援事業について」

事業の概要や必要書類等について、お知らせしています。

【お問合せ先】

豊川市役所 産業部 農務課 農政係 佐々木・大林

TEL:0533-89-2138 Eメール:nomu@city.toyokawa.lg.jp